

第1章

計画の策定にあたって

計画の趣旨

計画の位置づけ

計画の期間と策定方法

第9期介護保険事業計画について

前計画期間における主な取組と評価

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化が進行しており 2025（令和 7）年には、「団塊の世代」（1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年生まれ）の全員が 75 歳以上となり、国の推計によると、2040（令和 22）年には 65 歳以上の人口が全人口の約 35%となるとされています。今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想され、労働力不足が深刻となります。社会保障財源がひっ迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。

本市においても例外ではなく、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向である一方で、高齢化率は増加傾向にあり、住民基本台帳を基準とした本市の推計によると、2025（令和 7）年には 32.6%、2040（令和 22）年には 36.6%となることが予測されます。また、8050 問題やヤングケアラー、ダブルケア等、福祉課題は多様化・複雑化しており、このような福祉課題に対応できる重層的な支援体制を構築していくことが必要です。今後は、2040（令和 22）年を見据え、地域の実情に応じたサービス基盤の計画的な整備、2025（令和 7）年の地域包括ケアシステムの実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性の向上等、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進し、誰もが長く元気に活躍できる社会を実現していくことが重要となります。

このような中で、本市においては、「誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田」を基本理念、「生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本方針とした第 9 次高齢者保健福祉計画（第 8 期介護保険事業計画）を 2021（令和 3）年 3 月に策定し、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を住み慣れた地域で一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの推進を基軸とした高齢者福祉に関する各種施策を推進してきました。

この度、計画期間の満了に伴い、また 2040（令和 22）年を見据えた様々な福祉課題に対応するため、新たに「第 10 次高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等による根拠

本計画として、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく「市町村介護保険事業計画」を策定します。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するものです。

また、介護保険法による「介護保険事業計画」の内容は、介護保険の保険者である市区町村が地域の被保険者や要介護者等の人数を把握し、必要となるサービスの種類と量を予測して、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するためのものです。

高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、この 2 つの計画を「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定します。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの 15 年間の行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

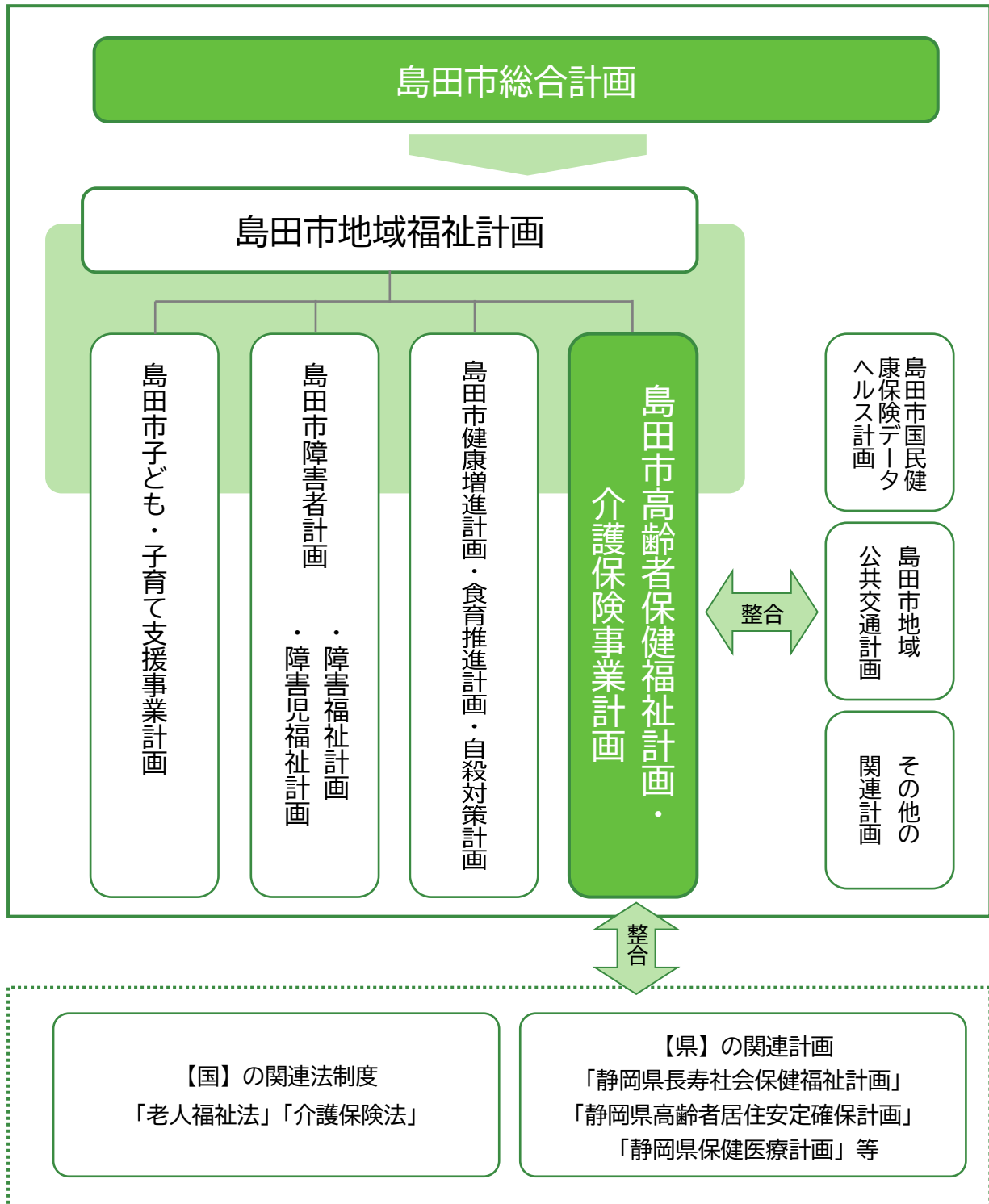
本計画との関連が特に深い目標は、次のとおりです。

① 目標 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 3 すべての人に健康と福祉を 	② 目標 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 11 住み続けられるまちづくりを 
③ 目標 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する 16 平和と公正をすべての人に 	④ 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17 パートナーシップで目標を達成しよう 

(3) 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「島田市総合計画」と整合性を図るとともに、「島田市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、高齢者部門の計画として策定しています。

さらに、静岡県の「静岡県長寿社会保健福祉計画」、「静岡県高齢者居住安定確保計画」、「静岡県保健医療計画」等とも整合性を図り策定しています。



3 計画の期間と策定方法

(1) 計画の期間

本計画は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3か年計画とします。

また、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025（令和7）年及び団塊ジュニア世代が高齢者となり、全国の高齢者数がピークに近づく2040（令和22）年を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)
第9次 高齢者保健福祉計画			第10次 高齢者保健福祉計画			第11次 高齢者保健福祉計画			第12次 高齢者保健福祉計画		
地域包括ケアシステムの さらなる推進			地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進								
			2040（令和22）年を見据えた中長期的な視点								
第2次総合計画 （平成30～令和7年度）											
地域福祉計画・地域福祉活動計画 （令和4～8年度）											
第5次障害者計画 （令和6～令和11年度）											
第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 （令和6～8年度）											
第4次健康増進計画・食育推進計画、第2次自殺対策計画 （令和6～11年度）											
第3期島田市国民健康保険データヘルス計画 （令和6～11年度）											
島田市地域公共交通計画 （令和6～10年度）											

(2) 計画の策定方法

計画策定に当たり、前計画における施策の実績評価を行い、本計画における方向性を検討しました。

高齢者を取り巻く環境や意識、介護サービスの利用状況などを把握するため、2022（令和4）年度に65歳以上の一般高齢者及び在宅の要支援・要介護認定者等を対象とした「高齢者等実態調査」を実施しました。

また、幅広い関係者の意見を反映させるため、学識経験者、医療関係者、介護事業関係者、地域福祉関係者、自治会連合会の代表者、保健関係者、介護保険の被保険者で構成する「第10次島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会」を組織し、検討を行いました。

併せて、より多くの市民の意見を聴くため、2023（令和5）年12月18日から2024（令和6）年1月17日の期間にパブリックコメントを実施しました。

4 第9期介護保険事業計画について

2000（平成12）年の介護保険制度の開始以降、介護保険法は定期的に改正が行われており、その都度、時代のニーズに応じた介護保険制度へと変化を遂げています。2023（令和5）年にも改正が行われ、次のような内容に取り組むこととしています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ✧ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ✧ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ✧ 中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ✧ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- ✧ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ✧ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ◇ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ◇ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ◇ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

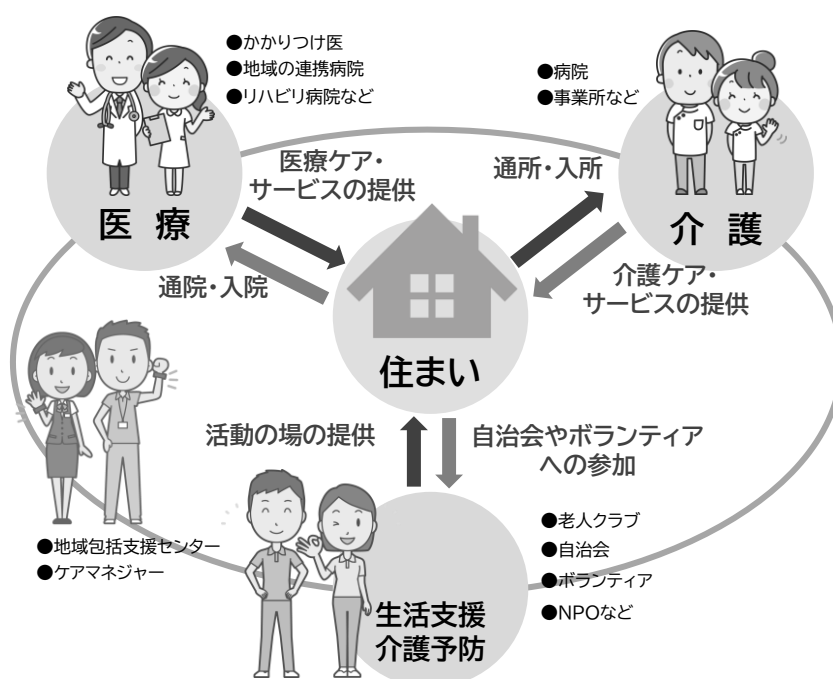
② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ◇ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ◇ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ◇ 都道府県主導のもとで生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ◇ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進



5 前計画期間における主な取組と評価

2014（平成26）年の介護保険法の改正に伴い、2025（令和7）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなり、本市では2015（平成27）年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したほか、2016（平成28）年度から健康福祉部に「包括ケア推進課」を新設するなど、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

（1）前計画期間における主な取組

基本施策	主な取組
基本目標1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸	
（1） 介護予防の 推進	・要介護認定を受けていない高齢者を対象に機器を用いた低負荷のトレーニングであるパワーリハビリ教室を実施しました。 ・訪問型介護予防指導事業において、管理栄養士・歯科衛生士、理学療法士の訪問指導に加え、2022（令和4）年度は言語聴覚士や作業療法士の訪問指導も行いました。
（2） 生きがいく りと社会参加 の促進	・しまトレの普及につながる支援を行ったことで、市内の多くの場所で開催されるようになりました。 ・シルバー人材センターへの支援や内職斡旋等により高齢者の就労機会の確保を行いました。
（3） 健康づくりの 推進	・各種健（検）診や健康増進事業に健幸マイレージを活用し、要介護の要因となる生活習慣病の予防・重症化予防、フレイル予防に努めるとともに、市民の意識の向上を図りました。 ・コロナ禍において、高齢者の低栄養予防に重点をおき、健康・食生活の個別相談を充実させました。 ・口腔機能の低下（オーラルフレイル）予防推進のため、地域ふれあい協議会等の会員が8020推進員研修を受講しました。 ・定期及び臨時予防接種事業の実施に加え、2023（令和5）年度から带状疱疹ワクチン接種費用の助成を開始しました。
基本目標2 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備	
（1） 支え合いの 仕組みづくり	・生活支援コーディネーター（支え合い推進員）の設置と協議体の開催により、住民主体の互助サービスの提供や高齢者の社会参加・地域での支え合い体制の整備を推進しました。
（2） 生活支援サー ビスの提供	・地域住民同士が話し合う第二層協議体における生活支援コーディネーターの積極的な声掛けや、地域住民の支え合い意識の醸成により、市内で4団体の応援隊（生活支援サービス提供団体）を立ち上げることができました。 ・住民ニーズへの対応及び効率的な運行のため、2022（令和4）年からコミュニティバスの夢づくり会館線と大代線を統合し、新たな大代線として運行を開始しました。
（3） 介護家族への 支援	・家族介護者交流事業や認知症家族会の実施等により、在宅で介護を行っている介護者への支援を行いました。

基本施策	主な取組
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境整備の推進	
(1) 住まいの安全確保	・住宅型有料老人ホーム2施設とサービス付き高齢者住宅を新たに1施設開設しました。
(2) 安全・安心な生活基盤の整備	・認知症サポーター養成講座を2022(令和4)年度は32回開催し、1,168人のサポーターを養成しました。 ・成年後見支援センターを中心として認知症により判断能力が不十分となった高齢者の権利や財産を守る成年後見制度の普及啓発や相談事業等を実施しました。
(3) 災害・感染症対策の充実	・福祉避難所として、新たに3事業所と協定を締結しました。
基本目標4 連携体制の強化による医療と介護の推進	
(1) 地域包括支援センターの体制強化	・高齢者の地域での生活を支援するために、市が基幹型地域包括支援センターの役割を果たしながら、市内の地域包括支援センターの機能・体制強化に努めました。 ・総合相談を通じて適切な機関、制度、サービスにつなぐことで問題解決までの継続的な支援を行いました。 ・専門性を生かし、地域ケア会議を実施することで高齢者の課題を把握し、課題解決につながる支援を実施しました。
(2) 在宅医療、医療と介護の連携の推進	・在宅医療と在宅介護の連携強化のために、合同研修会を病院と訪問看護師等の在宅療養を支える関係者間で実施しました。 ・医療材料提供体制システムを運用し、在宅医療を支える医師の負担軽減を図りました。 ・新型コロナウイルスの影響で開催できていなかった医療職や介護職等が参加する多職種合同研修会を2022(令和4)年度から再開し、在宅医療・介護の連携を推進しました。
(3) 認知症対策	・認知症に関する講習会やキャラバン・メイト養成研修を実施し、認知症の人を支援する市民の増加を図りました。 ・認知症支援に関する早期発見・早期支援については、総合相談で多く対応することができています。 ・市に認知症高齢者の情報や写真を事前に登録し、行方不明になった際に速やかに発見・保護につなげる徘徊高齢者等事前登録事業を実施するとともに、地域包括支援センターやケアマネジャーと連携し登録者の増加に努めました。
基本目標5 介護保険事業の適正な運営	
(1) 介護給付の適正化	・介護給付適正化事業を実施することで介護サービスの効果的・効率的な運用を行いました。 ・介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上を図るため、事業所連絡会を会場型とオンラインの両方で実施しました。
(2) 介護人材の確保	・介護職員入門的研修を実施し、2022(令和4)年度までで4人が介護施設への就業に至りました。
(3) 介護保険サービスの充実と提供	・六合中学校区において、認知症対応型共同生活介護を1施設整備しました。 ・島田第一中学校区において、小規模多機能型居宅介護を1施設整備しました。

(2) 前計画の効果指標の目標達成状況と評価

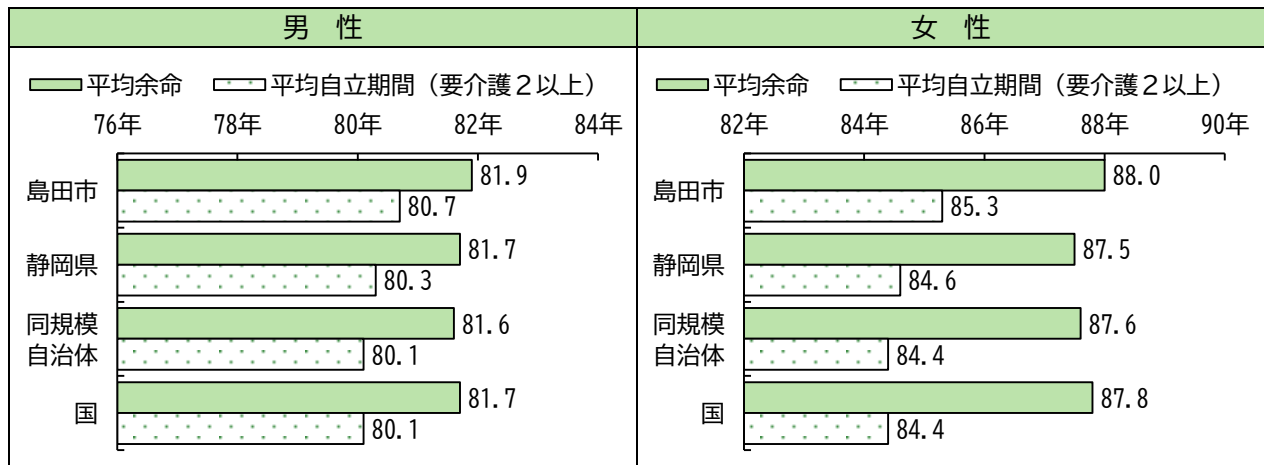
基本目標1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸【予防】

要支援・要介護認定率や主観的健康感、週2回以上外出する高齢者の割合は目標に近い数値となっています。しまトレ・居場所の実施箇所数は目標を下回っていますが、地域カバー率については、目標値を若干下回っているものの、100%に近づいてきており、概ね市全域をカバーできている状況となっています。

効果指標		目標 設定時	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	備考
要支援・要介護認定率※1	目標	-	14.1%	14.3%	14.5%	めざそう値※2 9月末日現在
	実績	13.6%	13.9%	14.3%	14.8%	
主観的健康感の高い高齢者の割合（「とてもよい」または「まあよい」と回答）	目標	-	-	87.0% 63.0%	-	高齢者等実態調査※3 上段：一般高齢者 下段：要支援認定者等
	実績	84.9% 61.0%	-	85.7% 59.3%	-	
週2回以上外出する高齢者の割合	目標	-	-	85.0% 52.0%	-	高齢者等実態調査 上段：一般高齢者 下段：要支援認定者等
	実績	83.0% 50.3%	-	84.3% 46.1%	-	
しまトレ実施箇所数	目標	-	120 か所	126 か所	132 か所	めざそう値
	実績	86 か所	91 か所	97 か所	98 か所	
居場所実施箇所数	目標	-	70 か所	80 か所	90 か所	
	実績	67 か所	73 か所	73 か所	70 か所	
しまトレ・居場所の地域カバー率（自治会単位）	目標	-	92.0%	96.0%	100.0%	
	実績	88.2%	89.7%	94.1%	91.2%	

平均寿命と平均自立期間

島田市は、静岡県や同規模自治体、国と比較すると、平均寿命と平均自立期間（健康寿命）の両方で全て上回っています。特に平均自立期間（健康寿命）が静岡県や同規模自治体、国よりも長く、健康寿命が長い傾向であることがわかります。



（資料）KDBシステム_S21_001_地域の全体像の把握（R04年度分-R02.12月末介護受給者台帳等）
* 国立保健医療科学院ツール（健康寿命（平均自立期間）等の見える化ツールVer2.0）

基本目標2 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備【生活支援】

住民主体の生活支援サービスの実施団体数、協議体の開催回数とともに概ね目標を達成しています。

効果指標		目標 設定時	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	備考
住民主体の生活支援サービス（家事支援等）の実施団体数	目標	-	4 団体	4 団体	5 団体	めざそう値
	実績	3 団体	3 団体	4 団体	4 団体	
協議体の開催回数※4 (日常生活圏域)	目標	-	30 回	30 回	30 回	
	実績	5 回	43 回	37 回	50 回	

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境整備の推進【住まい】

地域高齢者見守りネットワーク協力事業所数や認知症サポーター養成講座受講者数は概ね目標を達成しています。

効果指標		目標 設定時	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	備考
地域高齢者見守りネットワーク協力事業所数	目標	-	190 事業所	195 事業所	200 事業所	めざそう値
	実績	143 事業所	190 事業所	193 事業所	230 事業所	
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	目標	-	15,000 人	16,000 人	17,000 人	
	実績	13,895 人	14,839 人	16,007 人	17,000 人	
成年後見支援センターの認知度（「名前を知っている」と回答）	目標	-	-	-	-	高齢者等実態調査 (一般高齢者)
	実績	30.6%	-	29.6%	-	

基本目標4 連携体制の強化による医療と介護の推進【医療等】

在宅等看取りの率と地域包括支援センターの認知度については目標を達成しています。そのほかの指標については目標を下回っているため、自宅で家族を介護したい家族の増加、認知症カフェの増加を図っていきます。

効果指標		目標 設定時	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	備考
地域包括支援センターの認知度（「名前を知っている」と回答）	目標	-	-	-	-	高齢者等実態調査（一般高齢者）
	実績	56.9%	-	62.9%	-	
家族に介護が必要になったとき自宅で介護をしたいと考える家族の割合	目標	-	-	68.3%	-	高齢者等実態調査（一般高齢者）
	実績	63.8%	-	62.6%	-	
在宅等看取りの率※5（統計数値 前年分）	目標	-	36.5%	37.0%	37.5%	めざそう値
	実績	-	41.8%	43.9%	44.2%	
認知症カフェ開設箇所数	目標	-	8か所	9か所	10か所	めざそう値
	実績	8か所	7か所	7か所	7か所	

基本目標5 介護保険事業の適正な運営【介護】

介護保険制度の満足度と働きながら介護を続けていけると考える介護者の割合については目標を達成しています。

効果指標		目標 設定時	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	備考
介護保険制度の満足度（「満足」または「どちらかといえば満足」と回答）	目標	-	-	56.0% 83.0%	-	高齢者等実態調査 上段：要支援認定者等 下段：要介護認定者
	実績	53.7% 80.5%	-	64.1% 83.7%	-	
働きながら介護を続けていけると考える介護者の割合（「問題なく、続けていける」または「問題はあるが、何とか続けていける」と回答）	目標	-	-	65.0%	-	高齢者等実態調査（要介護認定者）
	実績	63.0%	-	66.5%	-	

目標設定時の実績は2020（令和2）年12月末日現在の実績。2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の目標及び実績は、年度末現在であり、2023（令和5）年度の実績は実績見込（要支援・要介護認定率及び高齢者等実態調査による評価指標を除く）

※1 介護保険事業状況報告資料（9月分）の第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合

※2 第2次島田市総合計画における主要指標（以下、同じ）

※3 高齢者等実態調査の目標・実績は、目標設定時（2019（令和元）年度）と2022（令和4）年度の調査に基づく数値（以下、同じ）

※4 住民が主体的に情報共有や連携強化に取り組んだり、地域の課題を検討したりする協議体の開催回数

※5 静岡県人口動態統計による自宅・老人ホーム・介護医療院・老人保健施設での死亡の割合